

えいおうキング

《発行》山形市農業振興協議会

＜問い合わせ先＞

農政課 就農・経営支援係

TEL 641-1212 内線 430

山形市新春農業講演会のお知らせ

将来の農業に明るい展望を見出し、新たな視点にたった農業経営の発想の醸成に寄与するため、有識者による講演会と意見交換会を開催します。

1. 講師 株式会社農楽（ノーラ） 代表取締役 千葉 康伸 氏
（神奈川県愛甲郡愛川町）

ー講師プロフィールー

30歳で会社勤めを辞め、高知県の土佐自然塾、山下農園での2年間の研修を経て、神奈川県愛川町で新規就農し、2022年に株式会社 農楽（ノーラ）を設立。現在は、無農薬や化学肥料を一切使用せず、オーガニック栽培でニンジン・ニンニク等年間約50品目の有機野菜を栽培している。

また、新規で農業を志す研修生の受け入れやアグリイノベーション大学の専任講師を務め、農業人材の育成にも精力的に取り組むほか、2018年6月には「一般社団法人 次代の農と食をつくる会」代表理事に就任し、持続可能な農と食の未来を目指して活動している。



2. 開催日 令和7年1月29日（水） 午後1時30分～午後5時
3. 場所 山形市東古館145番地 「山形市農業研修センター」（協同の杜の南側隣接）
4. 内容 ○講演会 午後1時30分～午後3時30分
演題 『楽しくて、人が集まる場所を目指して』
○意見交換会 午後3時45分～午後5時
講師を囲んで有機農業に関する内容を中心に、農業に関する様々な意見交換を行います。
5. 参加費等 入場無料
6. 申込方法 やまがたe申請(右記二次元バーコードより申込み)
または、
FAX、郵送、Eメール等で、①～⑤を記入の上、
山形市農政課にお申し込みください。（裏面に申込書あります。）
①住所 ②氏名 ③連絡先 ④参加内容(講演会・講演会と意見交換の両方) ⑤有機農業に関するご意見・ご質問(あれば)
7. 主催 山形市、山形市農業振興協議会、
一般社団法人山形市農業振興公社、山形市農業研修センター
8. 後援 山形市農業委員会、山形市農業協同組合、山形農業協同組合、
山形市認定農業者連絡協議会、山形市青年農業士会



山形市新春農業講演会 申込書

次のとおり申し込みします。

令和 年 月 日

〒	—
住所	
氏名	
Tel	— —
Fax	— —
E-mail	@
参加内容 (○をつける)	講演会のみ ・ 講演会と意見交換会の両方
有機農業に関するご意見・ご質問があればご記入ください。	

※参加申込書を令和7年1月20日(月)まで、FAX、郵送、Eメール等で提出してください。

連絡先 〒990-8540

山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市農林部農政課農政企画係

Tel : 023-641-1212 内線 429 Fax : 023-641-1865

E-mail : nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

農業者の皆様へ

農薬適正使用の徹底について以下のとおり山形県より通知がありましたので、十分注意して農薬を使用しましょう。

農薬適正使用の徹底について

令和6年11月22日

山形県農林水産部

このたび、食品衛生法に基づく残留農薬検査（収去検査）において、本県産セロリから残留農薬基準値を超える農薬が検出されました。原因は、防除器具の洗浄不足によるものです。県産農作物における収去検査での違反事例は昨年につき、2年連続の発生です。

農薬使用時における「慣れ」や「油断」が大きな誤りをもたらし、産地に対する消費者の信頼を失うことにつながります。

農薬使用者一人一人が、もう一度、基本に立ち返り、農薬を使用する際は、使用基準をしっかり守るとともに、農薬飛散防止対策や散布器具の洗浄等の徹底に取り組みましょう。

1 農薬のラベルは必ず読みましょう！

ラベルには、農薬使用者が守らなければならない情報、安全に使用するための情報、効果的に使用するための情報が記載されています。

- (1) 農薬の適用作物、使用量（希釈倍数）、使用時期及び使用回数は、必ず守りましょう。
- (2) 農薬による危害を防止するために、「安全使用上の注意」を確認しましょう。
- (3) 特に注意が必要な事項は、使用者、魚類、蚕及びミツバチ等に関する「注意喚起マーク」が表示されています。

2 生産履歴記帳を徹底しましょう！

消費者に栽培過程を説明できるようにしておくことは、食品を生産する者としての責任であり、農産物の安全性に対する証明書となります。

- (1) 農薬を使用した際には、作業終了後速やかに、使用農薬、使用月日、使用量（希釈倍数）、に記帳しましょう。また、収穫前には、農薬の使用時期と使用回数を必ず点検しましょう。
- (2) 販売先や消費者等から生産履歴情報を求められたときは、正確かつ迅速な対応が必要です。記帳は、品種ごとほ場ごとに正確に行いましょう。

3 農薬飛散（ドリフト）を防ぎましょう！

農薬の飛散防止に当たっては、以下の対策を複数組み合わせる実施するとともに、周辺圃場の生産者との連携を密にすることが大切です。

- (1) 風が強い時の散布は避けます。風が弱い時にも、風下に他作物がある場合は、特に注意しましょう。
- (2) 果樹園の端部では、圃地の外側から散布します。特にスピードスプレーヤーを使用する場合は手散布に代えましょう。
- (3) ノズルと作物の距離が開きすぎると風にあおられやすくなるので、できるだけ作物の近くから散布しましょう。
- (4) 適正な散布圧力、散布量、風量を厳守しましょう。
- (5) 使用目的に合わせた適度な噴霧粒径ノズルを選択します。ドリフト低減型ノズルを積極的に利用しましょう。
- (6) ほ場境界には、防風ネットの設置や、ソルゴー等の障壁作物を植栽しましょう。
- (7) 農薬飛散が懸念される場合は、散布作業中は作物をシートで被覆したり、ハウスのサイドを閉めましょう。
- (8) 代替可能な場合は、飛散しにくい剤型（粒剤や微粒剤F）を選択しましょう。

4 防除器具は必ず洗いましょう！

防除器具の洗浄不足が原因と考えられる農薬残留の事例が増えています。防除器具の使用にあたっては以下の対策を実施し、防除器具内に農薬が残らないようにしましょう。

- (1) 使用後は、速やかに防除器具の洗浄を行いましょう。
- (2) 防除器具を作動させて、ポンプ、散布ホース内に十分な量の水を通しましょう。
また、余水口側のホース内、タンクやノズルも十分に洗浄しましょう。
- (3) 使用前に、防除器具がしっかりと洗浄されていることを確認しましょう。

【お問い合わせ先】

○村山総合支庁 農業技術普及課	山形市鉄砲町2-19-68	TEL 023-621-8272
○村山総合支庁 西村山農業技術普及課	寒河江市大字西根字石川西355	TEL 0237-86-8154
○村山総合支庁 北村山農業技術普及課	村山市楯岡笛田4-5-1	TEL 0237-47-8626
○最上総合支庁 農業技術普及課	新庄市金沢大道上2034	TEL 0233-29-1321
○置賜総合支庁 農業技術普及課	東置賜郡高島町大字福沢字鎌塚台160	TEL 0238-57-3411
○置賜総合支庁 西置賜農業技術普及課	長井市高野町2-3-1	TEL 0238-88-8206
○庄内総合支庁 農業技術普及課	鶴岡市藤島字山ノ前51	TEL 0235-64-2103
○庄内総合支庁 酒田農業技術普及課	酒田市若浜町1-40	TEL 0234-22-6521
○農林水産部農業技術環境課	山形市松波 2-8-1	TEL 023-630-3419

農産物認証について

国の法律やガイドライン、県が定めた制度などの基準を満たすと認められた農産物には、認証マークを表示することができます。

◆有機農産物の認証

(JAS 法に基づく有機農産物の「生産行程管理者」及び「小分け業者」の認証)



有機農産物は、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として生産された農産物です。有機 JAS マークは、有機食品の JAS に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査して、認証された事業者のみが付けることができます。

農サポやまがた（公益財団法人やまがた農業支援センター）では、JAS 法に基づく有機農産物及び有機加工食品の「生産行程管理者」及び「小分け業者」の認証業務を行っています。

生産行程管理者とは…農林物資の生産行程を管理し、又は把握している者をいいます。
有機農産物でいえば、それを作る農家（生産者）や生産者組合などがこれに該当します。

小分け業者とは……有機食品を仕入れてそれを小分けし、再び有機食品の表示を行って販売する者をいいます。

◆特別栽培農産物の認証



特別栽培農産物は、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に定められた特別栽培農産物の基準に従って生産された農産物です。

県では、県産の特別栽培農産物について、消費者の信頼を確固たるものにするために認証制度を設け、農サポやまがたが認証業務を行っています。

認証を受けた農産物には、ガイドライン表示を行うとともに独自の認証シールを貼付します。

農産物認証についての詳細は農サポやまがたへお問い合わせください。
農サポやまがた（公益財団法人やまがた農業支援センター）
〒990-004 山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館4階
TEL 023-642-2905

相対による利用集積の申込受付が終了します

農業経営基盤強化促進法の改正により、利用権設定等促進事業（相対による利用集積）の利用申込が出来なくなります。利用申請受付は下記の受付締切日が最終となりますので、利用をご希望の場合は、お早めに手続きをお願いいたします。

なお、現在契約中の利用権設定等促進事業での貸借については、期間満了日まで継続されます。

○ 利用申請受付締切日

令和7年 1月31日（金） 最終締切日

※現在利用中の契約を途中で変更する場合は、解約手続きが必要になりますのでご注意ください。

○ 利用要件

市街化区域外の農地が対象で、耕作者の利用要件を満たす必要があります。

◎ 令和7年2月1日以降は農地の貸借や売買手続きが変わります。

令和7年1月31日まで

①農地法第3条

②利用権設定等促進事業

③農地中間管理事業

（③の今年度利用申込は

令和6年12月17日（火）

で終了しています。）



令和7年2月1日以降

①農地法第3条

②農地中間管理事業

※農地中間管理事業の利用申込の受付は令和7年4月以降に再開を予定しています。貸借契約開始は令和7年10月以降となります。ご注意ください。

《 問い合わせ先 》

山形市農業委員会事務局 農地係（市役所6階）

TEL 023-641-1212 内線 775・776・916

令和6年度

山形市企業 DX 推進事業費補助金のご案内

山形市では、市内中小企業の生産性の向上を目的として、デジタル技術を活用し、業務の効率化や経営課題の解決に取り組む際のデジタルツールの導入に係る費用を補助します。

補助対象者

市内に本社を有している中小企業（従業員が50人以下）及び個人事業主

補助対象事業

業務の効率化や自社における課題解決を図るために、デジタルツールを導入し、既存業務のデジタル化や DX の推進等に取り組む事業

補助対象経費

下記一覧表に該当するもの

経費区分	補助対象経費	補助上限額	備考
必須事業	【勤怠管理ツール等の導入費用】 (1) 勤怠管理ソフトウェアの導入に要する経費 (2) 勤怠管理クラウドサービス利用型に要する経費 ※年払や月払の利用料を含む (3) 勤怠管理に伴う周辺機器の導入経費 (例) ICカード打刻用機器、指紋認証用装置、動脈認証用装置等 (4) 給与管理ソフトウェアの導入に要する経費 (5) 給与管理クラウドサービス利用型に要する経費 ※年払や月払の利用料を含む	10万円	※左記、補助対象経費(4)・(5)の給与管理ソフト（クラウドサービス利用型を含む）の適用については、既に勤怠管理システムを導入している場合と今般、勤怠管理システムを同時に申込する場合に限る。
任意事業	【ペーパーレス化へ繋がるツールや設備等の導入経費】 (1) グループウェアの導入経費 (2) 日報アプリの導入経費 (3) 会計ソフトウェアの導入経費 (4) OCRの導入経費（AI OCRも含む） (5) 上記のクラウドサービス利用型に要する経費 ※年払や月払の利用料を含む	10万円	

※任意事業のみの申請はできません。必須事業により交付申請を行う場合に限り、任意事業に係る費用を補助対象経費に加えて交付申請することができます。

補助金額

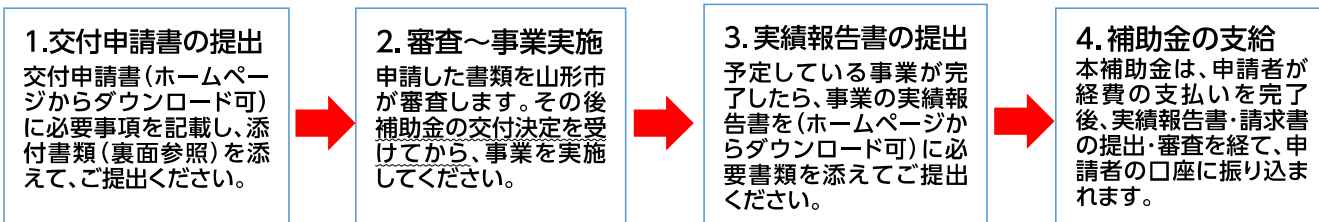
補助率：必須事業、任意事業ごとに補助対象経費の2/3以内
補助上限額：必須事業、任意事業ごとに10万円

※補助対象経費は、税抜価格になります。消費税及び地方消費税は補助対象外です。

申請受付期間

令和6年8月1日（木）から令和7年1月31日（金）まで

スケジュール



【申請時に必要な書類】

- (1) 山形市企業 DX 推進事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 山形市企業 DX 推進事業計画書(別記様式第2号)
- (3) 収支予算書(別記様式第3号)
- (4) 事業所の所在地等を証明する書類
(発行後3カ月以内の履歴事項全部証明書、登記簿謄本等。個人事業主の場合は、開業届出の写し等)
- (5) 従業員の数を証明する書類
(厚生年金保険又は健康保険の標準報酬月額決定通知書の写し、労働保険概算・確定保険料申告書(控え)の写し、賃金台帳等)
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 反社会的勢力排除に関する誓約書(別記様式第4号)

※別記様式1号から4号はホームページからダウンロードしてご使用いただけます。

※勤怠管理等導入に伴うパソコン、タブレット、スマートフォン等の導入費用は対象外です。

④必ず導入する前に申請し、交付決定を受ける必要があります。補助金の交付決定前に発注、契約、支出した経費は対象となりませんのでご注意ください。

お問合せ
お申込み

山形市産業政策課働きやすさ追求室

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25

TEL 023-641-1212 内線411

E-mail hataraki@city.yamagata-yamagata.lg.jp



補助金ホームページ





受講者募集中!



1次締切

2次締切

10/31

(木)

1/7

(火)

※申込は先着順です。

山形市で働かれている方へ

DX人材育成講座

デジタルと聞くだけでアレルギーがあっても、
実際に体験しながら楽しく学べる!

身の回りの課題を、デジタルを使って解決できる力が
誰でもたった2日間で身につきます。

ポイント①

受講無料

ポイント②

デジタルが
初めてでも安心

ポイント③

明日から仕事に活きる
実践的な学び



山形市



Life is Tech!

講座の特徴

実際の仕事で活かせる学びが身につく

Q. 研修での学びや気づきは、
あなたの仕事に活かされていますか？



※
90%
「学びを実務で活用した」と回答

※過去研修における、受講3ヶ月後のアンケート結果



社内の情報共有に課題があったので、リアルタイムで共有できる社内アプリを作って解決しました！



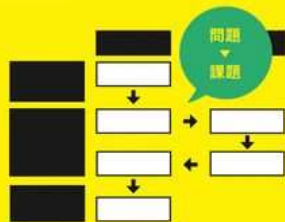
来社したお客様の入退館手続きを紙からデジタルにしたら、ミスもなくなり管理が楽になりました！

明日からDXを始めるための実践的なスキル

学べること

デジタルによる課題解決の構想～実装まで、体験しながら学ぶ

STEP 1



身の回りのできごとから課題を設定し解決の構想を描く

STEP 2



必要なデータを取得できるデータベースを設計

STEP 3



ノーコードツールでアプリ開発

募集要項

事前のデジタル知識・スキルは不要！

対象 山形市内在勤の方（1社で複数名受講も歓迎）

定員 各回25名（公式サイトから申込、先着順）

日時 申込時に以下のいずれかの日程をご選択ください。

①2024/11/14（木） & 11/15（金） 両日9:00～17:00

②2025/1/22（水） & 1/23（木） 両日9:00～17:00

※① 申込締切 10/31（木） ※② 申込締切 1/7（火）

場所 山形市男女共同参画センター「ファーラ」5F視聴覚室

※JR山形駅より徒歩13分・駐車場利用OK

受講料 無料

持ち物 パソコン（必須）
スマートフォン（お持ちの方）

※パソコンは業務用でもご自身の物でもOKですがタブレットは不可となります。

事前説明会（オンライン）も開催！



パソコン操作が不安でも
学びサポーターに相談できて
デジタル初心者の方も安心！

【お問い合わせ先（ご受講・プログラムについて）】
ライフズテック株式会社
03-5877-4879（代表） dxbiz@lifeistech.co.jp

【お問い合わせ先（当事業に関して）】
山形市商工観光部 産業政策課
023-641-1212（内線411）

※当事業は山形市が主催し、運営・受講案内等についてはライフズテック株式会社に委託しております。

事前説明会（オンライン）
& 受講申込はこちら

